

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-04-01	戦略プラン	○協働	○業務	●財務	○人事
事務事業名	職員人件費（滞納整理強化）	01-01-02	職員人件費（実績分）	部課名	区民生活部税務課	課長名	長田
				担当者名	松本	内線	2334
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		6年度	根拠	職員の給与に関する条例		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために					
	政策	15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
	施策	03 税収の安定的な確保					
目的	区民税等について、昼間の不在者や平日連絡をとれない滞納者に対し、休日に納税相談及び納税交渉を行うことにより、徴収率の向上並びに税収の安定的な確保を図る。						
対象者等	区民税等滞納者						
内容	平成14年度から、クライアントサーバー方式による滞納整理支援システムが稼働した。これにより、ホストコンピュータが稼働していない休日・平日夜間も滞納情報の共有化が可能となった。このシステムを活用し、休日に納税窓口を開設している。平成27年度は年5回（4、7、10、12、3月）、開設をした。 平成28年度は年5回（初回は7月に実施）の開設予定である。						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成6年度から昼間不在者に対する納税交渉の徹底のため導入。</li> <li>・平成8年度から滞納整理の強化策として納税係の職員一斉による日曜日の電話催告を導入。</li> <li>・平成9年度から日曜日は、電話催告に加え臨戸交渉を行うこととした。</li> <li>・平成12年度は、試行として、日曜日に加え土曜日の電話催告・臨戸交渉を実施（年2回）</li> <li>・平成13年度は、休日の窓口開設、電話催告及び臨戸交渉を実施（年4回）</li> <li>・平成14年度から19年度は、休日・平日夜間の窓口開設、電話催告を実施（年3回）</li> <li>・平成20年度は、休日・平日夜間の窓口開設を実施（年1回）</li> <li>・平成21年度は、休日・平日夜間の窓口開設を実施（年5回）</li> <li>・平成22、23年度は、休日の窓口開設を実施（年4回・年5回）</li> <li>・平成24、25、26年度は、休日の窓口開設を実施（年6回）</li> <li>・平成27年度は、休日の窓口開設を実施（年5回）</li> </ul>						
必要性	滞納案件の縮減と新たな滞納抑止をめざす観点からも休日の納税相談、納税交渉は、必要となる。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・催告書及び区報で、休日の窓口開設を区民に周知 ・実施時期・窓口開設時間 7月に初回実施、以降未定 日曜日午前9時～午後5時（8時間）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
①決算額（28年度は見込み）		2,476	2,500	2,500	2,438	2,879	2,499	2,500
②人件費等		94,699	86,872	87,688	93,259	94,821	83,645	
③減価償却費		31,548	32,935	37,724	44,954	47,530	37,714	
【事務分担当量】（%）		1,086	1,059	1,169	1,330	1,462	1,105	
合計（①+②+③）		128,723	122,307	127,912	140,651	145,230	123,858	2,500
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		128,723	122,307	127,912	140,651	145,230	123,858
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	休日窓口収納金額（円）（27年度は見込）	29,739,600	31,857,500	17,197,688	22,883,339	20,529,622	15,381,572	—
	休日窓口収納件数（件）（27年度は見込）	1,070	1,353	707	744	841	642	—

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
職員手当等	一般事業時間外勤務手当（滞納整理強化分）	2,879	職員手当等	時間外勤務手当（滞納整理強化分）	2,499	職員手当等	時間外勤務手当（税務課職員現給（税課徴収事務費分）内取）	2,500

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値（28年度）	
標	① 特別区民税現年課税分徴収率（%）	97.20	97.57	97.87	97.70	98.84	
	② 特別区民税滞納繰越分徴収率（%）	25.65	28.55	31.08	27.28	31.82	
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度3月末時点の休日相談窓口での収納額は前年度同月時点と比較して約515万円、件数で199件減少している。収納額、収納件数ともに減少しているため、継続して来庁を促すための対策が必要である。</li> <li>経済情勢、天候などにも大きく左右される事業である。25年度以降は収納金額は減少しているが、休日窓口実施1回あたりの平均来庁者数はほぼ横ばいとなっている。休日に納付相談及び納税交渉の機会を設け、徴収率の向上を図る。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 未実施：千代田区、港区、世田谷区、渋谷区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	来庁者の傾向分析による効果的な窓口運用体制の検討に加え、臨戸による生活実態の調査実施を検討する。	臨戸による催告書のポスティング及び生活実態の調査を試行。約半数から反応があり、無反応者に対しては、財産調査・滞納処分を行った。	高い反応率が期待できる催告書のポスティングを拡充する。来庁者の傾向分析による効果的な運用体制を継続検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	税収の安定的な確保に必要であり、継続的に実施する。

況議 （要 会 質 問 状）	
-------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-04-02	戦略プラン	○協働	○業務	●財務	○人事
事務事業名	徴収嘱託員制度	部課名	区民生活部税務課	課長名	長田	担当者名	卯野
							2335
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	賦課徴収事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成		15年度	根拠	非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例		
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内		○都基準内	●区独自基準	計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	VII 計画推進のために					
	政策	15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
	施策	03 税収の安定的な確保					
目的	区民税等の収納率の向上を図るため、柔軟に臨戸できるフレックスな勤務体制、徴収実績に応じた能率給の支給等を特色とする徴収嘱託員制度を実施する。						
対象者等	区民税等の滞納者						
内容	①徴収嘱託員の勤務時間に、休日や夜間の時間帯を一定程度含ませ、滞納者との接触・交渉機会の拡大を図る。 ②徴収嘱託員報酬に能率給を採用し、徴収目標を達成しようとする意欲を湧かせるとともに、徴収の費用対効果の向上を図る。 ③滞納初期段階の滞納者や少額滞納者への速やかな対応により、新たな滞納の発生を抑制し、中長期的な徴収率の向上を図る。						
経過	①14年4月～8月・徴収嘱託員制度導入計画の作成・実施経費の算定・徴収嘱託員制度の法的な位置づけと業務内容の精査・適正な徴収嘱託員数の算出（組織体制）・徴収嘱託員の給与体系作成等 ②14年9月～・徴収嘱託員制度導入に係る滞納整理支援システムの導入・変更・徴収嘱託員制度設置要綱等の作成 ③15年1月～・徴収嘱託員採用に係る実務と研修計画作成等 ④15年4月～・徴収嘱託員制度導入 ⑤15年5月～7月・滞納整理支援システム最終チェック作業等 ⑥15年8月～・モバイル端末による訪問徴収の実施 ⑦17年4月～・滞納者との接触機会の拡大と収納率向上のため、徴収嘱託員による夜間電話催告を実施（平成19年度まで実施。平成20年7月から運用開始した納付案内センターにて、夜間電話催告を実施） ⑧27年10月～・徴収嘱託員による催告書のポスティングを実施						
必要性	小額滞納事案、滞納初期段階の滞納者への徴収対策として有効である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） モバイル端末を導入し、滞納整理支援システムと結合することによって、訪問先での現金領収証発行、延滞金の自動計算、関連帳票の出力を行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		19,933	16,369	15,399	8,769	7,354	7,755
①決算額（28年度は見込み）		14,776	12,321	10,565	7,474	7,325	7,344	7,705
②人件費等		20,492	19,751	19,543	19,954	18,407	15,151	
③減価償却費		6,827	7,464	8,067	8,991	9,753	7,338	
【事務分担当量】（%）		235	240	250	266	300	215	
合計（①+②+③）		42,095	39,536	38,175	36,419	35,485	29,833	7,705
特定財源	国							
	都							
	その他							
	一般財源	42,095	39,536	38,175	36,419	35,485	29,833	7,705
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	徴収嘱託員数（人）	6	5	5	3	2	2	2
	徴収嘱託員徴収実績（千円）	100,953	85,839	76,504	61,637	61,443	59,808	—

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	徴収嘱託員報酬	5,762	報酬・旅費	徴収嘱託員報酬・費用弁償	5,689	報酬・旅費	徴収嘱託員報酬・費用弁償	5,876
共済費	徴収嘱託員保険料	706	共済費	徴収嘱託員保険料	716	共済費	徴収嘱託員保険料	901
一般需要費	消耗品費	0	一般需要費	消耗品費	0	一般需要費	消耗品費	28
委託料	滞納整理支援システム	857	委託料	滞納整理支援システム	939	委託料	滞納整理支援システム	900

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 特別区民税現年課税分徴収率(%)	97.20	97.57	97.87	97.70	98.84	
	② 特別区民税滞納繰越分徴収率(%)	25.65	28.55	31.82	27.28	31.83	
	③						

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払方法の拡充等による納期内納付率の向上に伴い、訪問徴収が必要な納税者が縮小しているため、催告ポスティングの実施、訪問徴収と内部事務との兼務等、実態に即した働き方を検討する必要がある</li> <li>・コンビニ、パソコン等で休日や夜間の支払いも可能となったため、フレックス制という徴収嘱託員の勤務形態の見直しを検討する必要がある</li> </ul>
	他区の実況 （実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区） 墨田区、江東区、練馬区、足立区、葛飾区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	徴収嘱託員の事務内容及び勤務形態の見直しを検討する。	催告書のポスティングを試行。徴収嘱託員は普段の訪問徴収業務により、地域に精通しているため、効率的に行うことができた。	ポスティング実施を拡充するとともに、継続して徴収嘱託員の事務内容及び勤務形態の見直しを検討する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	税収の安定的な確保に必要であり、継続的に実施する。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-04-03	戦略プラン	○協働	○業務	●財務	○人事
事務事業名	納税貯蓄組合連合会補助	部課名	区民生活部税務課	課長名	長田	担当者名	大野
	01-03-01	納税貯蓄組合連合会補助		内線	2313		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-01 納税貯蓄組合連合会補助						
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 60年度		根拠	荒川区納税貯蓄組合補助金交付条例及び同規則			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために					
	政策	15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
	施策	03 税収の安定的な確保					
目的	納税貯蓄組合連合会が行っている区民の納税意識の啓発、口座振替納税の推進・税務行政への協力等の活動に対する補助金の交付。						
対象者等	納税貯蓄組合連合会 77組合、943人の連合組織						
内容	平成27年度における事業計画は下記の通りである。 1 租税教育推進への取組み 2 期限内納税や振替納税制度の普及推進 3 e-TAX及びeLTAXの普及推進 4 広報活動の充実						
経過	納税資金の備蓄と計画的な納税を企図した納税活動を目的とし、納税者の便宜を図る手段として、町内会や業者団体などを基盤として結成された任意団体に対し、昭和18年納税施行法が公布・施行された。昭和22年、この法律は廃止されたが昭和26年納税貯蓄組合法及び同施行令が制定・施行され、全国的に組合数・組合員数が急速的に増加した。昭和39年に納貯法の一部が改正され、納貯組合相互間の連絡調整や事業運営の指導育成などを担当する団体として納税貯蓄組合連合会制度が法制化され現在に至っている。補助金は、都では、昭和54年度までは単位組合に対して交付していたが、55年以降は連合会に対する補助に変更された。荒川区では、納税貯蓄組合連合会に対し、昭和60年度から補助金を交付している。20年度は、荒川区が実施した口座振替新規加入促進キャンペーンに協賛団体（協賛金20万円）として参加した。平成21、22年度も引き続きキャンペーンに協賛した。						
必要性	納税貯蓄組合連合会の活動を支援することは、区民の納税意識の普及啓発を図るために欠かすことができない。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・納税貯蓄組合連合会の諸活動への一般補助、行事費及び研修費の補助、口座振替納税奨励等への補助						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		720	720	684	650	520	650
①決算額（28年度は見込み）		720	520	520	520	520	520	650
②人件費等		872	847	826	832	773	770	
③減価償却費		291	311	323	338	325	341	
【事務分担量】（%）		10	10	10	10	10	10	
合計（①+②+③）		1,883	1,678	1,669	1,690	1,618	1,631	650
特定財源	国							
	都							
	その他							
	一般財源	1,883	1,678	1,669	1,690	1,618	1,631	650
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	組合数	98	98	90	93	86	76	—
	組合員数	1,547	1,547	1,337	1,313	1,039	952	—
	中学生の税の作文の応募数	1,065	1,242	1,114	1,085	1,193	1,343	—

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助	520	負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助	520	負担金補助等	納税貯蓄組合連合会に対する補助	650

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 特別区民税普通徴収納期限内納付率(%)	73.71	73.77	74.44	75.18	75.93	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	区民の納税意識の啓発、口座振替納税の推進、税務行政への協力等、税務行政に関して積極的に関わる団体は他にはなく、区としても活動を支援していくことが必要である。一方で、補助金対象の活動については、事業所に対するeLTAXの推進、口座振替の推進等、区にとってより多くの効果を生むような事業を検討していく必要がある。具体的には、年3回、団体が主となって実施している納税キャンペーンを、より効果的なものにしていく必要である。
	他区の実況 (実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区) 未実施：杉並区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	団体がやっている街頭啓発の中で、口座振替を始めとする各種の便利な納税方法を紹介する活動を、団体と共に進めていく。	街頭啓発の一環で口座振替を始めとする便利な納税方法を紹介した。	納付への一定程度の効果は期待できるため団体とともに街頭啓発活動を継続していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	税収の安定的な確保に必要であり、優先度が高い。

況 (要旨)	議会質問状
-----------	-------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-04-04	戦略プラン	○協働	○業務	●財務	○人事
事務事業名	納税奨励費	部課名	区民生活部税務課	課長名	長田	担当者名	大野
							2313
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-02	その他奨励費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成		不明年度	根拠			
終期設定	○有 ●無		年度	法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために					
	政策	15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
	施策	03 税収の安定的な確保					
目的	区民税等の申告・納期限の周知を行うことにより、自主申告・納期内納税の促進を図る。また、特別徴収義務者に対する年末調整説明会を実施し、給与支払報告書の確実な提出を担保する。また、将来を担う児童・生徒が税金やその使い道に関心を持つような、税に対する啓発活動を行う。						
対象者等	納税義務者等						
内容	<p>(1) 年末調整説明会 税務署、都税事務所と共催で、給与支払報告書等の説明を行っている。</p> <p>(2) たばこ小売業者に対する販促品の配布 (21年度からはたばこエチケットPR用品)</p> <p>(3) 税の作文・標語の区長表彰 租税教育の一環として実施される納税貯蓄組合連合会主催の「中学生の税に関する作文」、間税会主催の「中学生の税の標語」、荒川法人会主催の「税に関する絵はがきコンクール」について、区長賞を設け、賞状及び記念品を贈呈している。</p>						
経過	<p>・平成9年度までは、たばこ税の増収促進を図るPR用品の予算を計上していたが、平成10年度以降は財政的な面もあり休止した。12年度、13年度に議会に予算化する旨の陳情が出され、趣旨採択されたため、14年度からは、区民にできる区財政への協力策として、「区内でたばこを買うこと」のPRを主眼に販促品を配布を行っていた。近年は、たばこを取り巻く環境も大きく変化しており、21年度からは、たばこエチケットのPRにシフトチェンジして作成している。</p> <p>・申告期限周知ポスターの作成及び車内掲出は、13年度以降各区共同による印刷を行わない取扱いとなった。これを契機に見直しを行い、ポスターの作成・掲出は廃止した。</p> <p>・20～22年度まで新規口座振替加入を増加させるため、荒川区の友好都市の特産品を送る「口座振替キャンペーン」を納税貯蓄組合連合会の協賛を得て実施した。</p>						
必要性	年末調整説明会等及び区民の納税意識の高揚等を促進するために必要な事業である。						
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)</p> <p>(1) 年末調整説明会実施（税務署、都税事務所との共催で実施） (2) 税に関する中学生の作文 夏休み期間中募集 (3) たばこ税PR用品の配布</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	2,626	424	395	357	352	376	378	
①決算額（28年度は見込み）	1,794	325	327	334	342	362	378	
②人件費等	5,668	5,777	2,891	2,911	2,311	2,692		
③減価償却費	1,889	2,333	1,129	1,183	1,073	1,297		
【事務分担量】（%）	65	75	35	35	33	38		
合計（①+②+③）	9,351	8,435	4,347	4,428	3,726	4,351	378	
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源	9,351	8,435	4,347	4,428	3,726	4,351	378	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	ボックスバック（作成数）		65,000					
	ポケットティッシュ（作成数）	50,000		37,000	37,000	37,000	35,500	37,000

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費・印刷製本費（たばこ税PR物品等）	305	需用費	消耗品費・印刷製本費（たばこ税PR物品等）	323	需用費	消耗品費・印刷製本費（たばこ税PR物品等）	333
役務費	年末調整説明会場使用料	7	役務費	税に関する中学生の作文等表彰状筆耕	11	役務費	税に関する中学生の作文等表彰状筆耕	11
使用料等	税に関する中学生の作文表彰状筆耕	30	使用料等	年末調整説明会場使用料	28	使用料等	年末調整説明会場使用料	34

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 納期限内納付率(%) (納期限内完納額/調定額)	88.5	88.6	89.5	89.6	90.4	現年課税分（普徴・特徴・過年度合計）
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税のPR用品等の配布については、「公平の原則」「最小徴税費の原則」の観点からも、慎重に対応しなければならない。</li> <li>・納税貯蓄組合連合会など税務関係団体との連携により、さらなる税収確保、納期内納付、課税資料及び変更届の提出等が進む方策を検討する。</li> <li>・たばこ税PR用品については、税収確保と併せて環境への配慮、マナー向上等をPRしていく必要がある。</li> <li>・賦課事務の効率化、正確性の向上のために、給与支払報告書等区への提出資料について、期限の順守、eLTAXの利用促進等について積極的にPR広報活動を行っていく必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 0 区 不明 22 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	たばこ税PR用品配布の有効性について税関係団体と共に検証し、より高い効果が得られる方法を検討する	たばこ税PR用品の配布については、一定程度のマナー向上等が期待できるため実施した	手持ち品課税についてスムーズに申告が行えるよう、たばこ小売店と緊密な連携を図る
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	税収の安定的な確保に不可欠であり、優先度が高い。

況議（要旨） （要旨） 問 状	
--------------------------	--





予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
償還金利息等	過誤納金還付金	65,812	償還金利息等	過誤納金還付金	80,637	償還金利息等	過誤納金還付金	76,200

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①							
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・還付金が生じる原因は所得税の更正、決定によるものが大半を占める。当初以外にも随時対応しているため、当初予算額では不足が生じ、予備費充用等の事態も起きる可能性がある。</li> <li>・景気状況が改善していることに伴い、配当所得及び株式譲渡所得が増えることが考えられる。配当所得及び株式譲渡所得は過去の損失と通算することができるため、配当割及び株式譲渡所得割に係る還付金の増加が今後見込まれる。29年度以降については、損失の繰り越しの年数を超えるため、還付金の動向を見極める必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	還付金、特に配当割及び株式譲渡所得割の実績等を考慮して、予算に不足が生じないように予測を綿密に図る。	配当割及び株式譲渡所得割は、昨年度の実績からの伸び率を考慮して、予算要求を行った。	年度当初に多額の還付が発生することを踏まえた配当計画を立案する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	法令上の必要経費であり、継続実施する。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-04-06	戦略プラン	○協働	○業務	●財務	○人事
事務事業名	自動車臨時運行許可事務費	部課名	区民生活部税務課	課長名	長田	担当者名	金森
				内線	2312		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-05-01	自動車臨時運行許可事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 30年度		根拠	道路運送車両法及び施行規則、区手数料条例			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために					
	政策	15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進					
	施策	03 税収の安定的な確保					
目的	自動車検査証の有効期間の満了等の際、自動車を行政庁（区）の許可により特例的に運行できることとすることで、車検を受ける者等の利便を図る。						
対象者等	区民全般並びに自動車ディーラー等						
内容	臨時運行許可対象自動車 ① 自動車登録ファイルに登録を受けなければならない自動車（法第4条） ア 普通自動車 イ 小型自動車（二輪の小型自動車は除く） ウ 大型特殊自動車 ② 運輸大臣の行う検査を受けなければならない自動車（法第58条） ア 上記の自動車 イ 二輪の小型自動車 ウ 検査対象軽自動車 ①及び②の自動車を臨時的に運行する者に対して、自動車臨時運行許可証を与え、同番号標（仮ナンバー）を貸与する。（有効期間：原則5日間）						
経過	平成6年1月から区民事務所においても取扱いを開始した。 平成9年度から許可手数料が750円（改正前650円）となった。 平成12年4月から法定受託事務となった。						
必要性	法の規定による事業である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 申請に基づき許可証と自動車臨時運行許可番号標（仮ナンバー）を貸与する。 （許可条件）① 許可対象自動車であること。② 荒川区内を走行すること（一部でも可）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		56	53	49	42	48	48
①決算額（28年度は見込み）		47	47	46	41	42	42	42
②人件費等		1,744	1,694	1,239	1,663	1,364	1,704	
③減価償却費		581	622	484	676	975	1,024	
【事務分担量】（%）		20	20	15	20	30	30	
合計（①+②+③）		2,372	2,363	1,769	2,380	2,381	2,770	42
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		2,372	2,363	1,769	2,380	2,381	2,770	42
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	許可件数（区民事務所分を含む）	652	577	524	532	496	507	—

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	42	需用費	消耗品費	42	需用費	消耗品費	42

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①							
②							
③							

問題点・課題 （指標分析）	未返却者への対応について、督促等で繰り返し連絡をしても返却がない場合、引き続き必要に応じて警察への通報等を行う等の対策を検討する
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、貸出時に本人確認及び連絡先の情報を把握する。また、返却期間終了後は、速やかな返却を促す連絡を行う。	返却期間終了後も未返却の者に対して、迅速に連絡を行った。	継続して、返却期間終了後は、速やかな返却を促す督促を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	法令上の必要経費であり、継続実施する。

況 議 （ 要 旨 ） 問 状	
--------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	03-04-07	戦略プラン	○協働 ○業務 ●財務 ○人事	
事務事業名	区税賦課徴収事務費	部課名	区民生活部税務課	課長名	長田
		担当者名	松本・市村	内線	2334・2315
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	賦課徴収事務費			
	01-01-02	区税等の支払方法の拡充			
	01-01-03	電子申告システム運用事業			
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 25年度		根拠	地方税法等	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために			
	政策	15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進			
	施策	03 税収の安定的な確保			
目的	区民税等の賦課徴収に要する事務経費				
対象者等	納税義務者等				
内容	<p>・地方税法等に基づき、区民税、軽自動車税等の課税を行い、それらの区民税の収納管理（収納確認、還付・充当）、徴収事務（督促・催告、財産調査、滞納処分等）を行う。</p> <p>・区税賦課徴収事務費の主なものは、滞納整理支援システム、コンビニ、クレジットカード等の支払方法、電子申告システムに係る経費等がある。また区民税の納税通知等の各種印刷物の作成、それらの発送に係る郵送料のほか、区民税・軽自動車税等の収納テープ作成に係る委託料等である。歳入（特定財源）に関しては、都からの都民税払込分、諸収入の延滞金等である。</p>				
経過	<p>・平成10年度以降特別区民税の前納報奨金制度が廃止された。</p> <p>・平成21年度から公的年金からの区民税の特別徴収が義務化された。</p> <p>・平成23年1月から、所得税確定申告書データを、全国一斉にエルタックスを通じて、各地方団体へ配信する国税連携が開始した。</p> <p>・平成21年度から税務専門指導員（非常勤職員）を配置し、滞納整理事務に関する専門指導・助言を行う。</p> <p>・平成21年7月納付案内センターを開設した。滞納者を出さない取り組みとして電話による納付案内を行う。</p> <p>・平成22年度5月からコンビニ収納、ペイジー収納、クレジットカード収納及びモバイルレジ収納を導入した。</p> <p>・平成22年度から滞納者宅の搜索開始</p> <p>・平成23年度からインターネット公売開始</p>				
必要性	区財政を支える区税収入を安定的に確保するために必要となる経費である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員）				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		115,722	109,014	106,655	96,082	107,267	110,211
①決算額（28年度は見込み）		99,523	99,079	94,780	90,433	105,233	100,122	128,426
②人件費等		225,150	229,101	216,220	210,395	240,201	246,614	
③減価償却費		75,008	86,240	87,064	88,590	126,269	137,885	
【事務分担量】（%）		2,582	2,773	2,698	2,621	3,884	4,040	
合計（①+②+③）		399,681	414,420	398,064	389,418	471,703	484,621	128,426
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源		399,681	414,420	398,064	389,418	471,703	484,621
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	区税収入の推移（千円）	14,423,850	14,589,235	14,928,955	15,393,555	15,820,130	16,107,268	16,050,520

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬/共済費	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	17,221	報酬/共済費/旅費	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	20,142	報酬/共済費/旅費	徴収嘱託員、税務専門指導員報酬等	20,424
一般需用費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	13,017	一般需要費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	12,040	一般需要費	消耗品費・印刷製本費・物品修繕費	15,613
役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	31,120	役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	32,113	役務費	郵便料・その他の通信運搬費・手数料	50,295
委託料	その他の委託料	39,493	委託料	その他の委託料	31,259	委託料	その他の委託料	36,211
使用料及び賃借料	課税複写機使用料	165	使用料及び賃借料	課税複写機使用料	169	使用料及び賃借料	課税複写機使用料	197
備品購入費	備品購入費	0	負担金補助及び交付金	その他の負担金	4,399	負担金補助及び交付金	その他の負担金	5,686
負担金補助及び交付金	その他の負担金	4,457						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 特別区民税現年課税分徴収率(%)	97.20	97.57	97.87	97.70	97.72	
	② 特別区民税滞納繰越分徴収率(%)	25.65	28.55	31.01	27.28	31.82	
	③ 特別区民税普通徴収納期内納付率(納期内納付額/調定額)(%)	73.71	73.77	74.44	74.51	75.20	

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>徴収率を向上させるためには徴収努力に加え、徴収率の分母となる調定額の精査が必要となる。そのため、生活実態を十分に調査した上で、財産や滞納者の所在が不明等の場合には、滞納処分の執行停止を早い段階で検討する必要がある。</li> <li>滞納の発生を抑制するために、特別徴収（給与天引き）及び口座振替の比率を高めていく必要がある。</li> <li>平成29年度オール東京での特別徴収を円滑に推進するため、広報活動をはじめ、関係団体への協力要請や指定予定通知者への発送等、きめ細かく周知を図っていく必要がある。特別徴収義務者の滞納増加につながらないよう、事務手続きの円滑化や丁寧な相談を行う必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都からの随時派遣で習得した臨戸による生活実態の把握方法について、実務で実践していく。	困難事案について滞納整理を進めた。預金以外の債権について、給与差押・不動産差押など滞納処分の強化・拡充を行った。	財産調査・滞納処分を早期に着手し、新たな滞納者の発生を抑制する。また、財産がない等一定の者には滞納処分の執行を停止する。
②	特別徴収比率向上に向けて、他区市町村と連携して、特別徴収推進のための行動計画を策定を行っていく。	年末調整会での周知、及びオール東京による特別徴収推進プランに基づいて、特別徴収推進に係る区の行動計画について検討を行った。	関係団体への周知、普通超徴収事業者の指定予告通知、併徴者への通知、区報への掲載等、丁寧に区民等への周知活動を行っていく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
重点的に推進	重点的に推進	税収の安定的な確保に不可欠であり、優先度が高い。

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--